

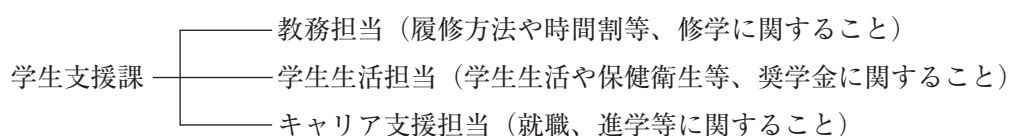
Ⅲ 学生支援の窓口

1. 本学の学生支援

京都看護大学では、学生支援の中核として学生支援課を設置しています。

学生支援課の事務組織を中心として学生生活の発展に貢献できることを目的としています。学生のみなさんが入学してから卒業するまで様々な場面で支援をおこない、よりよい学生の環境づくりに努めていきます。

1) 本学の学生支援の事務組織



2) 学生支援内容

支援内容	主な内容等	
学生支援	修学支援	学年担当制を柱とし修学支援をしていきます。
	経済支援	奨学金に関する相談等、経済的な内容を中心に支援します。
	キャリア支援	進路に関する情報の提供や相談に応じます。
	ハラスメント防止	ハラスメント防止の啓発活動を行い、ハラスメントを防止します。またハラスメントに関する相談に応じます。
	学生相談	<一般相談> 健康や学生生活に関する相談等、様々な内容の相談に応じます。希望者は、事務室に申し出てください。相談受付は、月曜日から金曜日の9時から18時までです。（土・日・祝日・その他大学休業日を除く）。 <カウンセリング> 毎月2回、相談室において専門のカウンセラーによる相談を実施しています。申し込みは不要です。詳細については、事務室にお尋ねください。

2. 学生支援の担当業務と取扱い時間（2号館1階）

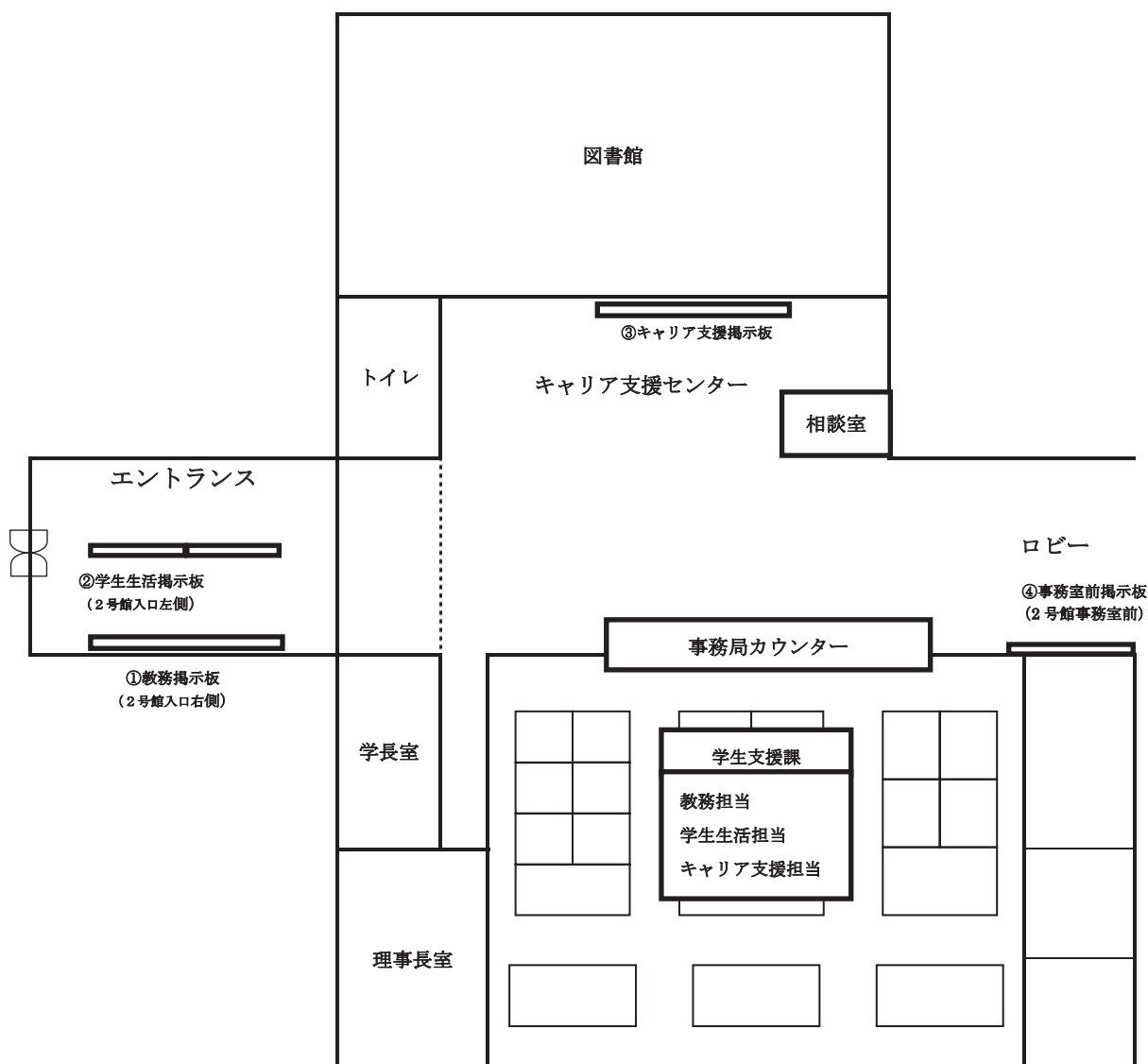
※窓口取扱い時間：9：00－18：00（土・日・祝日を除く）

※夏季・冬季・春季休業期間中、大学行事中は取扱い時間を変更する場合があります。

随時掲示します。

担当業務		主な参照手引	相談窓口	担当課
教務に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・修学ガイドブック、時間割の作成に関すること ・履修方法、履修登録、その他修学上の指導に関すること ・学籍及び成績の管理に関すること ・入学試験、学内試験及び授業に関すること ・科目等履修生、聴講生及び留学生に関すること ・入学、休学、復学、退学及び卒業等に関すること ・学生証の交付、諸届出及び証明書交付（通学証明書、学割証、健康診断証明書を除く）に関すること ・追試験、再試験、その他手数料の徴収に関すること ・図書を選定に関すること ・教室、教材及び教具の管理に関すること ・看護師国家試験対策に関すること ・看護師国家試験出願及び受験に関すること 	修学ガイドブック	教務担当	学生支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の実習に関すること 	実習要綱		
学生生活に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の生活指導に関すること ・学生団体の活動に関すること ・学生の集会、掲示、印刷物及び放送等に関すること ・学生の相談、補導及び賞罰に関すること ・学生の保健衛生及び傷害保険に関すること ・学費・諸費納入金の延納及び分納に関すること ・奨学金に関すること ・ハラスメント防止に関すること ・通学証明書、学割証、健康診断証明書の発行に関すること ・学生支援課、保健室、ロッカーの鍵の管理に関すること 	修学ガイドブック	学生生活担当	学生支援課 電話番号 (075) 311－0123
進路に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の進路指導、就職指導及び推薦に関すること ・就職、進学ガイダンスに関すること ・就職資料の収集、整理及び閲覧に関すること 		キャリア支援担当	

3. 学生支援の窓口と掲示板の配置図（2号館1階）



※講師控え室は1号館1階です。

< 掲示板の場所と掲示内容 >

掲示板	場所	掲示内容
① 教務掲示板	2号館入口右側	各学年の修学に関すること（履修、時間割変更や休講等） 各担当教員からの個人呼び出し等
② 学生生活掲示板	2号館入口左側	証明書の届出や願出、保健衛生や学生生活全般に関すること
③ キャリア支援 掲示板	キャリア支援 センター	進路に関するガイダンス等に関すること
④ 事務室前掲示板	2号館事務室前	事務的な手続き等に関連したこと（奨学金に関すること等）

Ⅳ 学生生活

1. 諸手続き・諸証明

1) 学生証

学生証は本学の学生であることを証明する重要なものです。提示を求められたときにすぐに提示できるように常に携帯してください。下記の内容を確認し卒業時まで紛失しないように気を付けてください。他人に貸与または譲与してはなりません。

提示	学生証の提示が必要なとき	定期試験等を受験
		図書館を利用
		各種届出・願出

再発行等	事項	料金	届け先
	紛失・盗難・破損等	2,000 円	学生支援課 教務担当
	記載事項等の変更		
	記載事項等の誤記	無料 ※誤記の原因が大学にある場合	
有効期限を過ぎて在籍するとき	無料		

返却	事項	届け先
	退学等により学籍を離れたとき (3月卒業者は返却不要)	学生支援課 教務担当

2) 主な届出・願出、証明書の交付願

手続きにあたっては、学生支援課各担当窓口で手続方法を確認してください。

手続きを怠ったために不利益が生じることをないように注意してください。

【証明書】 ※「京都看護大学証明書交付規程」(P.86-87)を参照してください。

取扱い窓口		証明書等	料金 (円)	摘 要
学生支援課	教務担当	学生証	無料	入学の際に交付します。
		英文学生証	2,000	所定の交付願に所要事項を記入し、必要とする日の3日前（休業日が入る場合はその日数を加算）までに願ひ出てください。
		在学証明書	300	
		成績証明書	300	
		休学証明書	300	
		卒業見込証明書	300	
		卒業証明書	300	
		退学証明書	300	
		在学期間証明書	300	
		修了見込証明書	300	
		単位修得見込証明書	300	
		単位修得証明書	300	
		学位授与証明書	300	
	学生生活担当	健康診断証明書	300	
		通学証明書	無料	休学者には交付しません。
学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）		無料	必要と認める者に対し交付します。	
実習用通学証明書		無料	休学者には交付しません。	

【届出・願出】 ※学則及び諸規定、履修の手引、実習要綱等を参照してください。

取扱窓口	事 項	提出書類等	摘 要
学生支援課 教務担当	休学	休学願	病気その他やむを得ない理由により3ヶ月以上修学の中止や休学をしようとする場合は、願い出てください。病気休学する場合は、休学願に医師の診断書を添付してください。
	復学	復学願	復学しようとする場合は、原則1ヶ月前に願い出てください。また、病気休学している場合は復学が可能である旨の医師の診断書を添付してください。
	退学	退学願	病気その他やむを得ない理由により退学しなければならなくなった場合は、願い出てください。
	履修登録・履修登録変更	履修登録表	それぞれ、指定された期日までに願い出てください。履修登録変更時は履修登録票(写)を持参の上、願い出てください。
	追試験の受験	追試験受験願	病気その他のやむを得ない事由により試験の欠席を承認された場合は追試験を受験できます。
	再試験の受験	再試験受験願	試験の結果、不合格となり再試験を受験する者は、指定された期日までに願い出てください。
	追実習	追実習願	履修資格を有しているが、病気及び学校保健安全法の適応上やむを得ない理由により「通常実習」ができなかった場合、その者に対し特に必要と認めた場合は「追実習」を行います。
	特別実習	特別実習願	「通常実習」又は「追実習」において不合格等となった場合、その者に対し特に必要と認めた場合は「特別実習」を行います。
	学生証再交付	学生証再交付願	その都度、速やかに願い出てください。 写真(縦4cm×横3cm)1枚を添付のこと。
	改姓	学生基本情報変更届	その都度、速やかに提出してください。
	学生本人・保証人の住所変更、電話番号等の変更		変更事項について、速やかに提出してください。
	保証人又は保証人住所の変更	保証人変更届	保証人の氏名、住所を変更した場合は、速やかに提出してください。

取扱窓口	事 項	提出書類等	摘 要	
学生支援課	学生生活担当	学費・諸費納入金の延納及び分納	学費・諸費納入金延納・分納願	指定された期日までに願い出てください。
		各種奨学金の申し込み	各種奨学金申込書	指定された期日までに願い出てください。(P.19-20 参照)
		一時帰国 (外国人留学生のみ)	一時帰国届	その都度、速やかに提出してください。
		海外旅行	海外渡航届	渡航一か月前に提出してください。
		自転車・原動機付自転車・自動二輪車で の通学	自転車・原動機付自転車・自動二輪車通学許可願	自転車・原動機付自転車・自動二輪車通学許可シールが必要です。通学を希望する前日までに願い出てください。原動機付自転車・自動二輪車通学については保険の加入状況を確認します。
		学生団体の設立	学生団体設立願	その都度、速やかに提出してください。
		学生団体の解散	学生団体解散届	その都度、速やかに提出してください。
		学生団体の継続	学生団体継続願	毎年4月末日までに提出してください。
		学生団体設立事項の 変更	学生団体設立願 記載事項等変更願	その都度、速やかに提出してください。
		集会、催物	学生集会(催)願	その都度、速やかに願い出てください。
		文書等の掲示、配布	文書等掲示・配布願	その都度、速やかに願い出てください。
		備品の使用	備品使用願	その都度、速やかに願い出てください。
		学外団体への加入	学外団体加入願	その都度、速やかに願い出てください。
		学生団体事業報告	学生団体事業報告書	毎年3月末日までに提出してください。
事故	交通事故報告書	その都度、速やかに提出してください。		
学校感染症の届出	登校許可証明書	学校感染症に定められた病気と診断された場合は、「出席停止」となります。登校の開始時には、登校許可証明書の提出が必要です。		

【看護師国家試験】

看護師国家試験願書	看護師国家試験に関するガイダンスを実施します。掲示板で指定日を連絡します。
-----------	---------------------------------------

2. 通学証明書、学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）の使用

1) 通学証明書（通学定期券）

公共交通機関で通学する場合は、現住所（学生証に記載した住所）の最寄り駅から大学の最寄り駅までの区間で、最短区間に限ります。アルバイトやサークル活動など通学以外の目的では購入できません。

通学定期券購入にあたって、通学証明書を学生支援課学生生活担当（以下、「学生生活担当」）で発行します。発行日から1か月間有効です。継続して定期を購入する場合でも、年度が替われば『通学証明書』が必要です。

定期券購入申込書（交通機関定期券販売所で交付）に添付し学生証を添えて、最寄りの営業所で購入してください。

※通学証明書には現住所と通学所在地が証明されています。現住所に変更があった場合は速やかに学生生活担当へ届け出てください。

2) 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下、「学割証」）は「修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与する」ことを目的としています。この制度は、学生が次の目的等のためJR線を利用して片道100Km（営業キロ）を越えて旅行する際に運賃の割引が適用されるものです。学割証は学生生活担当で発行します。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験・実習などの正課の教育活動
- (3) 大学が認める体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 大学が修学上適当と認める見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

◇学割証使用についての注意事項

- ・有効期限は発行日より3ヶ月間です。
- ・往復の場合は、1枚の学割で購入できます。（距離と期間によります。）
- ・原則として1回の発行につき2枚が限度です。
- ・年間発行枚数は1人、10枚までです。

3) 実習用通学証明書

大学以外の場所へ実習等で一定期間通う場合、通学定期券と同様に学生割引で定期を購入することができます。

実習用通学証明書は、発行する為に条件があります。詳細は学生生活担当にお尋ねください。（発行に1ヶ月程かかる場合がありますので早めに申請して下さい）

3. 大学への納入金

1) 納入期日

学費の納入は前期と後期の2期に分け、それぞれ所定の期日までに納めなければなりません。

各期の納入期日は下記の通りです。

◆前期 3月31日

◆後期 9月30日

2) 納入に当たっての注意事項

納入期限内に納めない場合は、本人及び保証人等に督促することになります。必ず納入期日以内に納めてください。

特に、学費の納入を怠った場合は、身分の取扱い（除籍）に関係します。（学則第37条）

3) 納入方法

本学指定の「学費振込通知書」を保証人宛に郵送致します。銀行窓口で手続きをしてください。

保証人の変更及び住所等に変更があった場合は、速やかに学生支援課教務担当（以下、「教務担当」）へ申し出てください。

4) 学費等【2018年度（平成30年度）入学者の学費】

種別	入学初年度			2回生以降（各年）
	前期	後期	合計	
入学金	20万円	—	20万円	—
授業料	57.5万円	57.5万円	115万円	115万円
実験実習費	12.5万円	12.5万円	25万円	25万円
施設設備費	15万円	15万円	30万円	30万円
合計	105万円	85万円	190万円	170万円

5) 入学時に学費以外に必要な費用

実習用品（実習服・聴診器など）、学生活動支援費、保険料等が10万円程度必要となります。

また、テキスト代が別途必要です。各自負担となります。

保険については、『学生教育研究災害傷害保険（学研災）』及び『学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）』に在学中は全員加入します。保険料等の詳細については、P.26-27を参照してください。

4. 学生支援課（2号館1階事務局）

充実した学生生活を送る事が出来るよう、学生支援課を設置しています。

主な支援内容は、

- (1) 修学支援 (2) 経済支援 (3) キャリア支援 (4) ハラスメント防止 (5) 相談室です。

1) 修学支援

本学では、複数教員による各学年担当制を柱として修学支援をしていきます。また、各教員がオフィスアワーを設定し、履修上の相談等、日常的に学生を支援します。こうした修学支援体制により、学生一人ひとりに対するきめ細かい個別指導を継続することができます。

2) 経済支援

(1) 学費・諸費納入金

学費・諸費納入金の主な負担者が経済的理由により納付が著しく困難である場合、学生生活担当に相談してください。

(2) 奨学金

本学が取り扱っている奨学金は、次の通りです。

奨学金の募集情報などは、学内の掲示板、及び本学 HP 内在学生用ページにてお知らせします。情報を見逃さないように常に掲示板、HP を見るように心がけてください。申請条件および申請方法は奨学金の種類によって異なります。奨学金を申請する場合は、毎年4月初旬に募集要項を学生支援課学生生活担当で配布します。詳細は募集要項で必ず確認してください。

奨学金制度についての質問は、学生生活担当まで問い合わせてください。

また、申請する場合は必ず学生生活担当に届出をお願いします。

①京都看護大学特別奨学金

- i 特別奨学金Ⅰ（「京都市看護師修学資金融資制度」の利用希望者に貸与：1人年間1万円）
- ii 特別奨学金Ⅱ（成績優秀者に給付）

②京都市看護師修学資金融資制度

上記「①京都看護大学特別奨学金 i 特別奨学金Ⅰ」を受け、将来京都市域内の医療機関等において看護職員として就業する意思を有する方に貸与されます（経済的要件、学力要件の審査あり）。借入限度額は年額120万円（総額480万円）となり京都市が民間の金融機関をあっせんし融資を受けますが、利子相当額については京都市が補給することになります。卒業後、看護師として京都市役所または地方独立行政法人京都市立病院機構に勤務されている間は京都市が返済元金を交付します。

また、被融資者のうち京都市在住者で要件を満たす方には入学一時金として10万円が給付さ

れます。

③京都府看護師等修学資金

卒業後1年を経過する日までに看護師免許を取得し、直ちに京都府内の対象施設において看護業務に従事しようとする意思を有する方に月額36,000円が貸与されます。免許取得後、直ちに返還免除対象施設に看護職として引き続き5年間従事した場合、修学資金の全額返還免除が受けられます。

④日本学生支援機構奨学金

国が実施する奨学金事業であり、経済的理由で修学が困難な学生や、また、経済、社会情勢等を踏まえ、学生が安心して学べるよう学資の貸与や給付を行う制度です。

⑤病院貸与奨学金

各病院が資格、貸与金額、返還等について独自の奨学金制度を定め、独自に奨学生を選考し採用します。

奨学金を受けた病院に一定期間就労すれば、返還が免除される制度を多くの病院が持っています。申請前及び採用の可否について必ず学生生活担当に届出をお願いします。

⑥その他：日本政策金融公庫「国の教育ローン」

保護者が返済義務者となり、融資限度額は学生1人につき300万円以内になります。詳細についてはホームページをご覧ください。教育ローンコールセンターへお問い合わせ下さい。

◇教育ローンコールセンター 0570 - 008656

3) キャリア支援

就職や進路に関するアドバイスをを行っています。学生支援課キャリア支援担当（以下、キャリア支援担当）の職員が相談にのります。大いに活用してください。

◇主なキャリア支援内容

- ・進路指導、就職指導及び推薦に関すること
- ・就職、進学ガイダンスに関すること
- ・就職資料の収集、整理及び閲覧に関すること

4) ハラスメント防止

ハラスメントは「嫌がらせ」「いじめ」のことを言いますが、相手に対して意図に関係なく、不快感や不快にさせる行為、困らせたり、脅威を与えたりする行為を言います。意図的に行われていない場合でも相手を傷つけていることもあります。

また、キャンパス・ハラスメントとは、大学などの場において生じる様々な嫌がらせ（ハラスメント）の総称です。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどを含みます。

ハラスメントの被害にあった場合は、一人で悩まずに信頼できる人や相談窓口へ相談しましょう。

(1) セクシャル・ハラスメント

性的なことを「言われる」「される」「させられる」といった、人格権を侵害するいじめや嫌がらせ行為です。

例) スポーツや交流の場で必要以上に身体に触れる、差別発言、ストーカー行為

(2) アカデミック・ハラスメント

教育研究の場において、上位の者の言動による個人の尊厳や人格の侵害、学習環境を妨害する行為です。

例) 指導上の差別をする、必要な情報を意図的に与えない、単位を取らせない

(3) パワー・ハラスメント

自分の地位や権限を利用した嫌がらせによって、精神的・身体的苦痛や職場環境を悪化させる行為です。パワー・ハラスメントは精神的に追い詰められることが多いハラスメントです。

例) 個人の能力や性格についての不適切発言、関係のない私用を頼む

(4) モラル・ハラスメント

身体への直接的な暴力を伴わない言動や態度等、見えない暴力で相手を精神的に傷つける嫌がらせです。デートDVについても行動の制限や強要のハラスメントです。

例) 無視する、孤立させる、嘘を言いふらす、自分が被害者のように訴える、責任転嫁、

非を認めない

デートDV：メール内容のチェック、機嫌が悪いと暴力をふるう、馬鹿にする

(5) アルコール・ハラスメント

飲酒・イッキ飲みの強要、二次会出席の強制、飲めない人への配慮を欠く言動、酔ったうえでの迷惑行為などです。

(6) ドクター・ハラスメント

医療関係者が自分の立場を利用して、患者やその家族に対して行う嫌がらせですが、患者側から医療関係者に悪質なクレームをつけてくる患者ハラスメントもあります。

ハラスメントかも…

- 一人で悩まない。
- 信頼できる人に相談しましょう。
- いやだという気持ちをはっきりと相手に伝えましょう。
- 記録をつけておきましょう。
- ハラスメント相談員に相談しましょう。



<相談窓口>

- ☺ ハラスメント相談員
- ※一人で抱え込まないでください。
- ※学生生活担当に限らず、相談しやすいところがあればそこへ相談して下さい。

*ハラスメント相談員の氏名・連絡先は学生専用ホームページにあります。

5) 面談室 (1号館1階)

学生生活を送るなかで、様々な問題に出会うことがあると思います。面談室では、スクールカウンセラーが月2回学生のみなさんの相談に応じます。「誰に聞いたらいいのかわからない質問」など、何でも気軽に相談してください。

- ・本人でなくてもかまいません。
- ・秘密は守ります。
- ・勇気を出して相談してみましよう。

○ 利用方法

- ・予約等は必要ありませんので利用希望者は直接面談室にお越しください。

5. 健康管理

1) 健康管理

(1) 健康診断

毎年4月に、全学生を対象とした定期健康診断を実施します。

定期健康診断は、学校保健法により義務付けられているもので、自分の健康状態を知るためにも必要ですので、必ず受診してください。この健康診断の結果で、病気や異常が発見された場合は校医の判断により医療機関への紹介や保健指導を行います。

やむを得ない理由により大学の定期健康診断を受けられなかった場合は、費用自己負担により医療機関で受け、「健康診断受診票」を学生支援課に提出していただきます。

健康診断証明書が必要な人は、当該年度に限り4月に大学で実施する定期健康診断の内容を証明します。

(2) 保健室（1号館1階）

保健室はケガや体調不良などの応急処置、治療が必要な場合の医療機関の紹介、日常の健康相談を行います。開室時間は9:00 - 18:00（土・日・祝日を除く）です。体調不良者は、事務局又は近くにいる教員・事務職員に申し出て下さい。

(3) 予防接種

①小児感染症及びB型肝炎について

臨地実習時には、麻疹（はしか）・風疹・流行性耳下腺炎・水痘及びB型肝炎の予防接種の状況について抗体検査結果を実習施設から求められます。本学では、「院内感染対策としてのワクチンガイドライン2014（日本環境感染学会）」の基準をもとに校医が予防接種の必要性を判断し、該当する項目の指示に従い予防接種を受けるよう推奨しています。自分自身と実習施設の患者、利用者さんの感染予防のためにも予防接種を行い、抗体を高めておく必要があります。麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘の小児感染症及びB型肝炎については明らかに陰性の場合、予防接種を受けていないと、臨地実習に出られません。

②インフルエンザについて

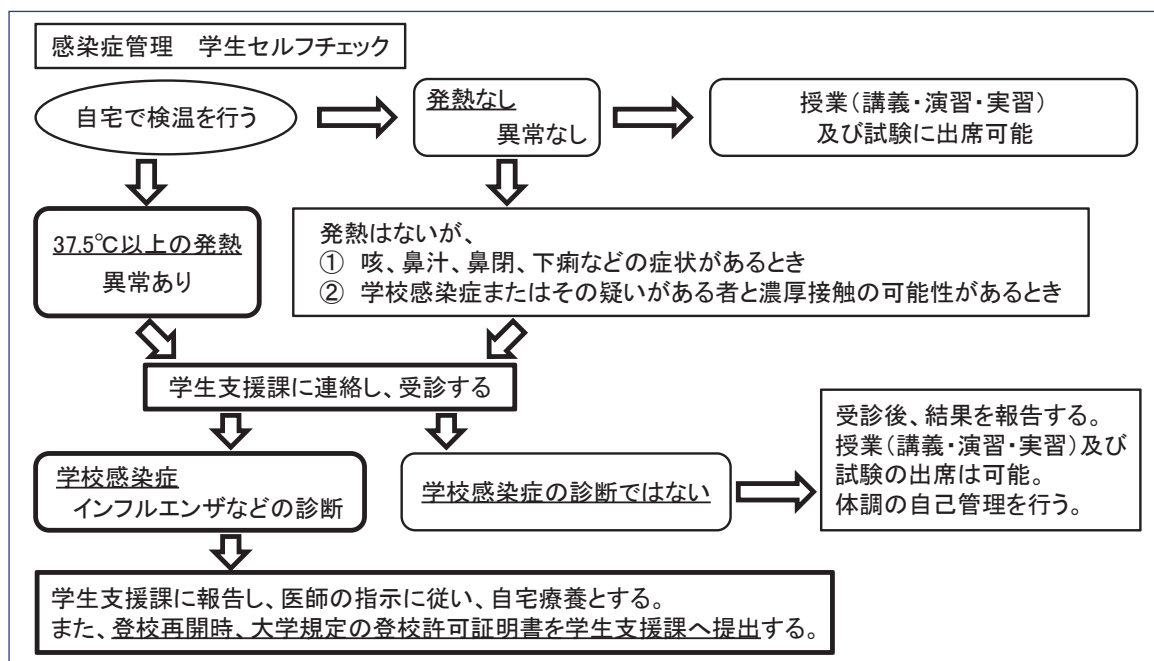
インフルエンザの予防接種を全学年に推奨しています。インフルエンザの予防接種が未接種の場合、臨地実習に出られません。

③実習を実施するにあたっては、予防接種を受けた証明となるものを提出してもらいます。

(4) 学校感染症

① 感染症管理

感染症の早期発見や自身の療養、感染拡大防止のためにも、下記の「感染症管理 学生セルフチェック」を参照し、感染症管理を行ってください。



② 学校感染症に罹患した場合

学校において予防すべき感染症とは、学校保健安全法施行規則に定める、次頁（「学校感染症の種類及び出席停止期間の基準」）の感染症です。罹患した場合は、自身の療養と感染拡大防止のため、主治医より登校の許可がおりるまでは登校禁止とします。下記の要領で各自手続きを行ってください。

学校感染症と診断されたら

- ① 登校はできません。
- ② **速やかに**学生支援課へ**電話で報告**してください。
 - ・電話番号：075 - 311 - 0123（9：00 - 18：00：土・日・祝日を除く）
- ③ 主治医の指示に従って加療してください。
- ④ 登校可能と診断されたら、本学所定の「登校許可証明書」を主治医に提出し記入を依頼してください。「登校許可証明書」の様式は〔巻末資料〕に添付しています。複写し、使用してください。また、ホームページからダウンロードすることができます。なお、証明書に必要な費用は自己負担となります。
- ⑤ 出席停止期間中は、他者との接触を控え、不必要な外出はしないでください。
授業（講義・演習・実習）、試験だけでなく、クラブ活動等の課外活動も禁止とします。
- ⑥ 本学においては、ノロウイルス等によるウイルス性胃腸炎も、右表の「その他の感染症」に含まれます。下痢・腹痛等の胃腸症状で受診した場合には、主治医にその旨を説明し、感染性胃腸炎と診断された後に、登校可能と診断されたら、④の規定にしたがってください。

出席停止期間が終了したら：授業（講義・演習・実習）、試験を再開する前に

主治医に記入してもらった「登校許可証明書」は、登校再開初日に学生支援課へ提出してください。

学校感染症の種類及び出席停止期間の基準

対 象 疾 患		出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ベスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 （SARS コロナウイルスに限る）	
	鳥インフルエンザ（H5N1）	
	上記の他、新型インフルエンザ等感染症 指定感染症及び新感染症	
第 2 種	インフルエンザ「鳥インフルエンザ（H5N1）を除く」	発症後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで ※1
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで ※1
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで ※1
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ※1
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで ※1
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで ※1
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退した後2日を経過するまで ※1
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと、認めるまで <※1> 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた場合は、この限りではありません。	
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと、認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（感染性胃腸炎など）	

(5) 校医による健康相談日

毎月1回、校医による健康相談日があります。

(6) 毎月2回、カウンセラーが来学し、希望者にカウンセリングを実施しています。

2) 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯学生生活総合保険

本学は看護大学であり、学生の教育研究活動において臨地実習は必修カリキュラムとなっています。したがって、臨地実習中の事故（針刺し事故や賠償責任等）を想定した補償制度救済制度の充実を図らなければなりません。そこで、学生の教育研究活動中の補償制度救済制度として、医療関連学部学科のみ加入できる保険に加入します。加入する保険は下記の通りです。

(1) 学生教育研究災害傷害保険と(2) 学研災付帯学生生活総合保険の2つの保険に在学中は全員加入します。(1)は入学時に一括入金(4年間分)しますが、(2)はタイプを選択のうえ振込用紙にて振込みます。

(※やむを得ない理由により退学しなければならなくなった場合は、返金があります)。

(1) 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

学生の教育・研究活動中、課外活動中、通学中の不慮の事故によって傷害を被った場合に適用される補償救済制度です。

(保険金額)

教育研究活動中の区分	死亡した場合	後遺障害が残った場合	医療保険金	入院した場合
「正課中」 「学校行事中」	1,200万円	72万円～1,800万円	治療日数1日以上 3,000円～30万円	1日につき 4,000円
「通学特約加入者の通学中・ 学校施設等の相互間の移動中」	600万円	36万円～900万円	治療日数4日以上 6,000円～30万円	
「正課中・学校行事中以外で学 校施設内にいる間」 「学校施設外での課外活動 (クラブ活動)中」	600万円	36万円～900万円	治療日数14日以上 3万円～30万円	

学生教育研究災害傷害保険4年間の保険料 2,650円（死亡保険金最高1,200万円）

(2) 学研災付帯学生生活総合保険（略称「付帯学総」）

「学研災」ではカバーできない24時間の日常生活における補償やケガ・病気の治療費実費の補償などを盛り込み、臨地実習中の事故（針刺し事件や患者様・病院等に対する賠償責任等）を想定した補償制度救済制度として学生生活全般の安心を考えた保険です。在学中は全員加入しますが、加入タイプについては『自宅生用（35,400円～53,870円）』『一人暮らし学生用（41,390円～59,860円）』の中から選択します。

例えば、自宅生（Cタイプ）35,400円（4年間分）の補償内容区分と保険金額

区 分	保 険 金 額
賠償責任	1 事故 1 億円限度
死亡・後遺障害（ケガ）	100 万円
入院・通院（ケガ）	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償
入院・通院（病気）	
救護者費用等	100 万円
感染予防費用	50 万円 感染症の治療費は対象となりません。（治療費用保険金の対象となります。）

(3) 学生が支払う総保険料とその内訳

(1) 学生教育研究災害傷害保険料 + (2) 学研災付帯学生生活総合保険料 = 4 年間の保険料
2,650 円 選ばれた加入タイプの金額

※該当する事故にあった場合は、学生生活担当を通じて事故発生の日より 30 日以内 にハガキで事故の報告をすることになっています。速やかに学生生活担当に届けてください。

※詳細については、学生生活担当にお問い合わせください。また、入学時に配布するパンフレットを熟読し、大切に保管しておいてください。